

第4章 重点事業、地域子ども・子育て支援事業 評価基準表

評価基準はA～Cの3段階評価とする。

■第4章 評価基準

第4章においては、新たに設定する重点事業の31年度目標に対して、どのような進捗であったか年度ごとに確認し、下記の評価基準に当てはめて評価する。

なお、子ども・子育て会議での意見を踏まえ、平成29年度分の評価より、従来の目標値に対するA、B、C評価に加え、【量的評価】・【質的評価】欄を設けることとする。

A 評価 …31年度目標を達成した場合

B 評価 …31年度目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合

C 評価 …31年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合 等

■第5章 評価基準

第5章においては、計画に記載している各年度の目標値・推計値が提供できたかどうか年度ごとに確認し、下記の評価基準A～Cに当てはめて評価する。

なお、子ども・子育て会議での意見を踏まえ、平成29年度分の評価より、従来の目標値に対するA、B、C評価に加え、【量的評価】・【質的評価】欄を設けることとする。

A 評価 …各年度の目標を達成した場合

B 評価 …各年度の目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合

C 評価 …各年度の目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合 等

■補 足

評価にあたっては、原則として上記の基準に基づき、目標値を達成できたかどうかを評価する。ただし、目標値と実際のニーズ量に乖離がある場合を想定し、毎年各事業においてPDCAを行いながら、評価時点で実態に合った評価を行う。

実態に合った評価(具体例)

	目標値	実際のニーズ量	実際の提供量(実績値)	評価
1	642人	650人 (目標値を上回る)	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">650人</div> <div style="text-align: center;"> ◎ 目標値642人を満たした↗ ◎ 実際のニーズ量650人を満たした↗ </div>	A
※提供量が目標値も実際のニーズ量も満たしている。				
2			<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">645人</div> <div style="text-align: center;"> ◎ 目標値642人を満たした↗ × 実際のニーズ量650人を満たさなかった↘ </div>	B
※提供量が目標値を満たしているが、実際のニーズ量を満たしていない。				
3			<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">630人</div> <div style="text-align: center;"> × 目標値642人を満たさなかった↘ × 実際のニーズ量650人を満たさなかった↘ </div>	C
※提供量が目標値も実際のニーズ量も満たしていない。				
4	630人 (目標値を下回る)	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">650人</div> <div style="text-align: center;"> ◎ 目標値642人を満たした↗ ◎ 実際のニーズ量630人を満たした↗ </div>	A	
※提供量が目標値も実際のニーズ量も満たしている。				
5		<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">635人</div> <div style="text-align: center;"> × 目標値642人を満たさなかった↘ ◎ 実際のニーズ量630人を満たした↗ </div>	B	
※提供量が実際のニーズ量を満たしているが、目標値を満たしていない。				
6		<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">620人</div> <div style="text-align: center;"> × 目標値642人を満たさなかった↘ × 実際のニーズ量630人を満たさなかった↘ </div>	C	
※提供量が目標値も実際のニーズ量も満たしていない。				

※上記は一例であり、事業によっては上記具体例に当てはまらないものもあるため、事業ごとに評価を判断いただくことになります。

※教育・保育の部分の評価につきましては、資料4-1をご覧ください。